



## 子育て



### 教育・保育給付費における 会計検査院の指摘について

「子どものための教育・保育給付費負担金」は、市内の子どもが通う認可保育施設に対して支払う施設運営費であり、国から2分の1、県から4分の1の割合で交付金が交付されています。

会計検査院から指摘を受けた件について、各保育施設への支払いは適正に行われていたが、国・県へ交付申請をする際に、対象金額の集計過程に誤りがあり、過大な金額で報告をしたことで、国・県から過大な交付を受けることとなりました。

一部新聞報道の中で「市が負担し返還する」との記載がありました。国・県から過大に交付された金額を返還するものであり、市が負担し返還するものではありません。

今後このようなことが無いよう、内部管理体制を強化し、再発防止に努めます。

問 保育課 本 3階  
TEL (23) 8769

## 令和3年度利用者負担額(保育料)改訂と 副食費補助制度終了のお知らせ

問 保育課 本 3階 TEL (23) 8769

### 【利用者負担額(保育料)】

令和3年度からの利用者負担額(保育料)が、下表のとおり変わります。階層区分を15階層から国の基準と同じ8階層へ変更し、額の見直しを行いました。認定こども園、保育園、小規模保育施設を利用する子の属する世帯の方は、利用者負担額が変更となります。詳細は、4月末に発送予定の「利用者負担決定通知書」をご確認ください。

### 【副食費補助制度】

市独自の補助制度である副食費補助(令和2年度は2,000円)は本年度で終了となります。令和3年度も引き続き給食費の負担のある世帯の方は額が変更となる可能性がありますので金額をご確認ください。

各月初日において保育を受ける 子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額月額 (ひとり親世帯・在宅障がい者のいる世帯)	
階層 区分	世帯区分	3歳未満の子ども (標準時間)	3歳未満の子ども (短時間)
第1	生活保護世帯等	0円	0円
第2	市民税非課税世帯(無償化対象)	0円	0円
第3	市民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	12,000円 (3,000円)	10,000円 (2,500円)
第4	市民税所得割課税額が48,600円以上 77,101円未満の世帯	20,000円 (5,000円)	18,000円 (4,500円)
	市民税所得割課税額が77,101円以上 97,000円未満の世帯	20,000円	18,000円
第5	市民税所得割課税額が97,000円以上 169,000円未満の世帯	28,000円	26,000円
第6	市民税所得割課税額が169,000円以上 301,000円未満の世帯	38,000円	36,000円
第7	市民税所得割課税額が301,000円以上 397,000円未満の世帯	48,000円	46,000円
第8	市民税所得割課税額が397,000円以上の世帯	58,000円	56,000円

## 【広告】 市民講座 屋根・外壁塗り替えセミナーのお知らせ 1月27日(水)・30日(土)

全国各地で年間1700回以上の市民講座を開催してきた(一社)市民講座運営委員会が、このたび、後悔しない塗り替え施工のノウハウを開ける市民講座を開催する。参加無料だが、電話申し込みが必要。

屋根・外壁の塗装は、専門知識や技術が必要なため施工業者に全てを任せざるを得ないが、専門知識を持つ等の施工業者が仕様を守らず、不良施工になるケースが発生している。そのため、信頼できる業者を選択するためには消費者にも正しい知識を身に付ける事が求められている。

そこで、この市民講座では外装劣化診断士が解説するスクリーン映像を使って、正しい塗装知識を詳しく分かりやすく説明する。※本セミナーは3密対策のうえ実施いたします。(マスク着用)

▼とき ①27日(水)14時〜、②30日(土)10時〜

▼ところ 大田原西地区公民館①小会議室②区公民館②(各回10名)

▼申し込み 一般社団法人市民講座運営委員会 ☎0120・689・419 (9時〜18時)

※財源確保のため、有料広告を掲載しています

**本** 本庁舎（新庁舎）

**湯** 湯津上庁舎

**黒** 黒羽庁舎

**生** 生涯学習センター

**体** 県立県北体育館

## 不妊治療費 助成制度

●対象：次のすべてに該当される方

- ① 治療開始時点で法律上夫婦である
- ② 申請者が申請日より1年以上前から本市に住所を有している
- ③ 市税などを滞納していない
- ④ 国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入している
- ⑤ 治療開始日（1治療期間ごと）における妻の年齢が43歳未満である
- ⑥ 申請日の属する前年度（1月～5月申請は前々年度）の夫婦の合計所得額が730万円未満である
- ⑦ 申請日から2年以上本市に居住することを確約できる

### ●助成内容

●【人工授精】1回の治療につき2万円を限度に、通算5回まで

●【体外受精・顕微授精】1回の治療につき10万円を限度とし、1年度に2回（初年度のみ3回）まで、通算5年間で10回まで

※「栃木県不妊に悩む方への特定治療支援事業」により

助成を受けた場合、治療費から助成金額を控除した金額を基に算出します。

※「栃木県不妊に悩む方への特定治療支援事業」と「大田原市不妊治療費補助金」の両方を申請される場合、先に県北健康福祉センターに申請してください。

●必要書類（1月から記入内容と提出書類の追加があります）：次の書類が1回の治療ごとに必要となります。

- ① 大田原市不妊治療費補助金交付申請書（県から助成を受けていない場合は、申請書内の医療機関証明が必要です。）
- ② 大田原市不妊治療費補助金請求書
- ③ 治療に係る領収書（保険診療外の治療に限る）
- ④ 「栃木県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」の写し
- ⑤ 「栃木県不妊に悩む方への特定治療支援事業助成決定通知書」の写し

※①③については、下記窓口および市ホームページで配布中

※④⑤は県から助成を受けた方のみ

●申請期限：妊娠の有無にかかわらず1治療期間終了日から6か月以内

TEL (23) 8634

## 不育治療費 助成制度

●対象：次のすべてに該当される方

- ① 治療開始時点で法律上夫婦である
- ② 本市に住所を有している（転入日前の治療分は対象外）
- ③ 市税などを滞納していない
- ④ 国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入している
- ⑤ 不育症であると医師から診断されている

●助成内容：1治療期間の治療費（保険診療外の治療に限る）合計額の2分の1とし、上限30万円

### ●必要書類

- ① 大田原市不育治療費助成金交付申請書
- ② 大田原市不育治療受診等証明書
- ③ 大田原市不育治療費助成金請求書
- ④ 治療に係る領収書および明細書

細書（保険診療外の治療に限る。妊婦健診は含まない）

※①③については、左記窓口および市ホームページで配布中

●申請期限：1治療期間終了日から6か月以内

TEL (23) 8634

## 健康・福祉

### 私たちの献血キャンペーン

冬場から春先にかけては、年間で最も輸血用血液が不足しがちです。新成人の皆さま、「私たちの記念」に献血に行きましよう。

●日時：1月1日～2月28日

●場所：▼栃木県赤十字血液センター▼うつのみや大通り献血ルーム

※詳細はホームページをご覧ください。



●内容：期間中に400mL献血または成分献血にご協力いただいた新成人の方にオリジナル記念品をプレゼント

ント。

問 栃木県業務課

TEL 028(623)3119

## 障がいのある方「共生社会」の実現を目指しましょう

障害者差別解消法は平成28年4月1日からスタートしました。この法律は、障がいの有無にかかわらず、互いにその人らしさを認め合いながら、「不当な差別的扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求め、共に生きる社会を作ることを目指すものです。

### ●不当な差別的扱いとは

- ・障がいを理由（車いすなど）に入店を断られる
- ・アパートを契約できない
- ・学校の受験や、入学を拒否するなど

### ●合理的配慮の提供とは

- ・段差があるところでスロープなどを使って補助する
- ・障がいの特性に合わせて、座席を決める
- ・意思を伝えるために、絵やタブレット端末などを使うなど

問 福祉課 本3階

TEL (23) 8954